

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【公開番号】特開2008-259672(P2008-259672A)

【公開日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2008-043

【出願番号】特願2007-104622(P2007-104622)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月12日(2010.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤の裏面側に配置された所定の遊技を制御する主制御基板と、  
 前記遊技盤の裏面側に配置された取付台座と、  
 前記取付台座に取り付けられた中継基板と、  
 前記中継基板を介して前記主制御基板と電気的に接続される複数の電気部品と、  
 を備える遊技機において、  
 前記取付台座に設けられ、前記中継基板の長手方向一端側と係合する係合部と、  
 前記中継基板の長手方向他端側を挟持する封止部と、  
 前記封止部と係合して解除痕跡を残さない前記中継基板の取り外しを不能にする封止部材と、  
 を備えることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記封止部が、前記封止部材により移動が規制される押さえ部材と、前記取付台座に設けられ、前記封止部材と係合する係合部とを含み、  
 前記中継基板が、前記取付台座と前記押さえ部材とで挟持されている、  
 請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記取付台座が、前記中継基板の外側面に沿って該中継基板を囲う壁体と、前記中継基板の裏面を覆う底板とを含み、  
 前記押さえ部材が、前記壁体と前記底板とにより形成される凹部に配置されている、  
 請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記封止部が、前記押さえ部材の下端に設けられた係合突片と、前記取付台座に設けられ、前記係合突片と係合する係止部とを含み、  
 前記係合部と前記封止部材とが係合した状態において、前記係合突片と前記係止部との係合は解除不能である、  
 請求項2又は3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記係合部が、前記底板から前記取付台座の短辺方向に沿って立設された立壁と、前記壁体の一部を構成する前記取付台座の短辺に沿った壁体から前記凹部の内側に向けて突出して前記中継基板に対して前記底板と反対側に配置される横壁とを含む、  
請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の遊技機。